

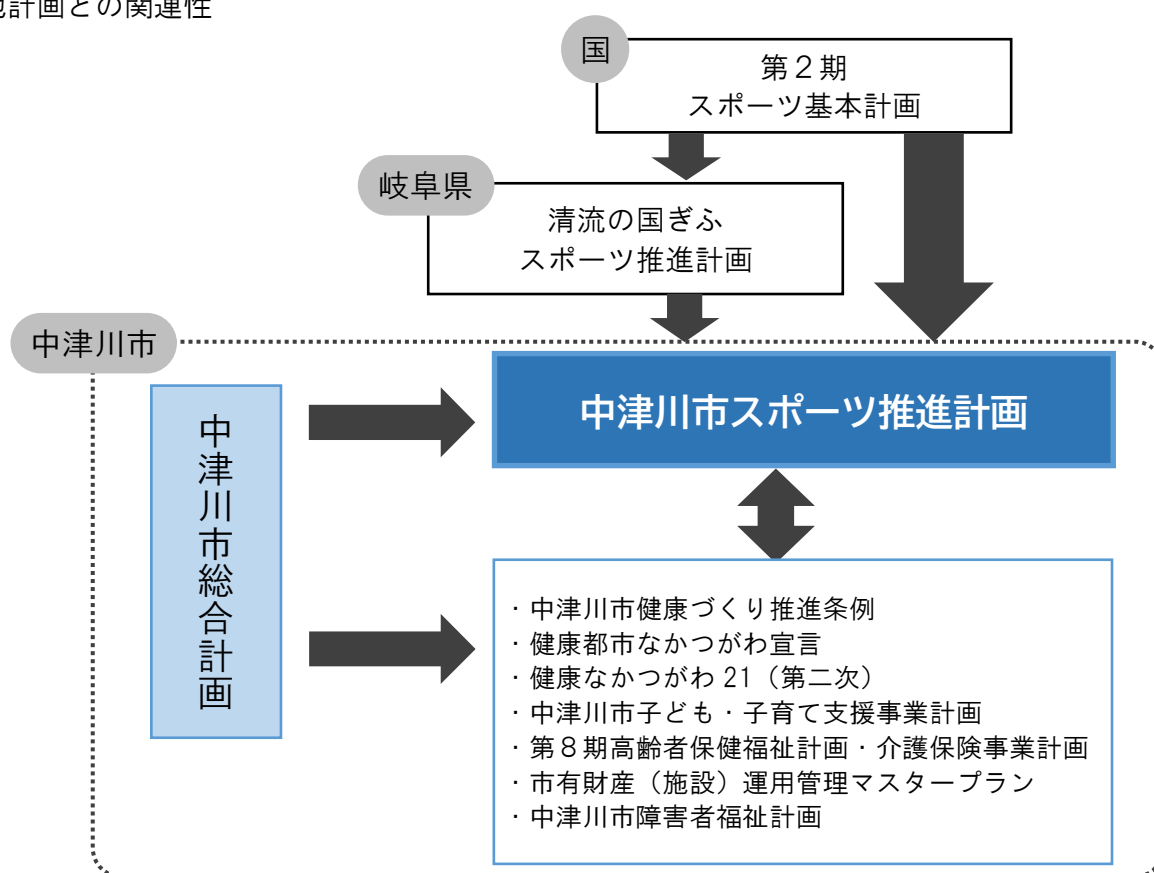


第2章 計画の概要

1 計画の位置づけと他の計画等との関わり

本計画は、スポーツ基本法第10条に該当するものとして、スポーツ基本法の理念に則り、国のスポーツ政策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針である「第2期スポーツ基本計画」を踏まえて策定します。また、岐阜県のスポーツに関する計画、本市の最上位計画である「中津川市総合計画」、その他関連計画との整合を図ります。

■他計画との関連性



2 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から令和8年度までの12年間としています。

なお、計画の中間年である令和2年度に中間見直しを行います。見直し後の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間です。

■計画の期間

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
策定					見直し						改訂	

3 国、県の動向

(1) スポーツ基本計画

国においては、平成 23 年 6 月に制定された「スポーツ基本法」に基づき、平成 24 年に「スポーツ基本計画」が策定され、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。

「スポーツ基本計画」は、スポーツ基本法の理念を具体化し、今後のわが国のスポーツ政策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針として位置づけられるものであり、スポーツ施策はスポーツ基本計画に基づいて推進されています。

平成 29 年に新たに策定された「第 2 期スポーツ基本計画」では、『①スポーツで「人生」が変わる!』『②スポーツで「社会」を変える!』『③スポーツで「世界」とつながる!』『④スポーツで「未来」を創る!』という 4 つの観点から、人々がスポーツの力で人生を楽しく健康でいきいきとしたものとし、活力ある社会と絆の強い世界を創るという「一億総スポーツ社会」の実現を目指しています。

(2) 清流の国ぎふスポーツ推進計画

「清流の国ぎふスポーツ推進計画」は、国の「スポーツ基本計画」や、平成 25 年 3 月に施行された「岐阜県清流の国スポーツ推進条例」の理念を具体化し、県民がスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参画することを支援し、競技団体、学校、市町村、県及びスポーツに関係するあらゆる団体がそれぞれの立場でスポーツに関する活動を行うための指針となるものです。

計画の基本目標は「スポーツ立県・ぎふ」とし、県民が明るく健康で心豊かに暮らし、地域に元気があふれる、スポーツによる「清流の国ぎふ」の実現に向け、①競技スポーツの推進、②地域スポーツの推進、③学校体育の推進、④障がい者スポーツの推進、⑤スポーツによる地域振興、⑥スポーツ環境の整備、を計画の 6 つの柱としています。

計画期間は、令和 2 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、平成 27 年度から令和 2 年度までの 6 年間となっていました。世界的な新型コロナウイルス感染症の蔓延により、大会が令和 3 年に延期されたことに伴い「清流の国ぎふスポーツ推進計画（変更案）」として、令和 3 年度までの 7 年間に変更されました。

4 計画で扱うスポーツの定義

「岐阜県清流の国スポーツ推進条例」では、スポーツは青少年の健全な育成や体力の向上、心身の健康保持増進などに大きな役割を果たし、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠なものであり、スポーツ及びスポーツを支える活動は、地域の一体感や活力の醸成、地域社会の絆の構築、地域の活性化、産業の振興等に寄与するものとされています。

本計画においてもスポーツを幅広く捉え、運動競技にみられる自己・他者との記録を競ったり、勝敗を争ったりするスポーツだけでなく、レクリエーションをはじめ、趣味や交流のために気軽に身体を動かすこと、体力づくり、健康増進のために身体を動かすことなどもスポーツとして扱います。

また、自身が身体を動かして行う「する」スポーツだけでなく、プロスポーツ等を観戦する「観る」スポーツ、監督やコーチ、審判、スポーツボランティア、ファン・サポーターとして参加する「支える」スポーツなども、この計画ではスポーツとして扱います。



“スポーツ”

